

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	産業政策課	整理番号	1-5-2
処分の種類	協業組合への必要な措置の命令			
根拠法令条例等・条項	中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第6項			
処分の概要	<p>知事は、協業組合について、業務若しくは会計が法令若しくは定款に違反する疑いがあり、又は運営が著しく不当である疑いがあると認める場合、必要な報告を徴し、又は検査を実施することができるが、報告、徴収を行った場合において、協業組合の運営が著しく不当であると認めるときは、その協業組合に対し、期間を定めて必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。</p>			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>中小企業団体の組織に関する法律第69条各項に定められる事項は以下のとおり</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 商工組合が第12条に掲げる要件を欠くに至つたと認めるとき。 2 商工組合連合会が第16条に掲げる要件を欠くに至つたと認めるとき、又はその会員たる商工組合若しくは商工組合連合会が一となつたときは 3 組合が第67条の規定による命令に違反したとき、組合の地区、資格事業の種類その他の構成がその事業を行うのに適当でなくなつたと認めるとき、又は組合が正当な理由がないのに成立の日から一年以内に事業を開始せず、若しくは引き続き一年以上その事業を停止していると認めるとき。 <p>○正当な理由か否かの判断基準は以下のとおり</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)天災等により、その事業を行うことが不可能であったとき。 (2)産業構造の急激な変化等により、事業の変更を準備中の場合 (3)親企業が倒産することにより、下請け企業が取引の変更を余儀なくされ、組合としても、従来の親企業との関連で行っていた事業内容を変更せざるを得なくなり、その準備に時間を要しているような場合 (4)市街地再開発事業等のため、当該事業が終了するまで、商店街、共同店舗等の組合員が別々の仮店舗で営業していること等により、組合活動を行うことが不可能な場合 (5)組合員の意思にかかわらず、行政等の処分により事業遂行が行えないような場合 			
基準の制定根拠				